

平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 いすゞ自動車株式会社
代表者名 取締役社長 細井 行
(コード番号 7202 東証第 1 部)
問合せ先 総務人事部総務グループ
シニアスタッフ 堀井 達正
(TEL. 03-5471-1141)

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社株式の売買の利便性の改善と、それによる流動性の向上を図ることを目的とし、株式の併合（2 株を 1 株に併合）、単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）及び発行可能株式総数の変更（33 億 6,900 万株から 17 億株に変更）を決定し、これらに係る議案を平成 26 年 6 月開催予定の第 112 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、本議案が株主総会におきまして可決ご承認いただきました場合、株式併合等の効力発生日はいずれも平成 26 年 10 月 1 日を予定しております。

記

1. 株式の併合

- (1) 併合する株式の種類：普通株式
- (2) 併合の方法・比率

平成 26 年 10 月 1 日（水）をもちまして、平成 26 年 9 月 30 日（火）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

- (3) 併合により減少する株式数等

株式併合前の発行済株式総数 1,696,845,339 株（平成 26 年 3 月 31 日現在）

一) 株式併合により減少する株式数 848,422,670 株

株式併合後の発行済株式総数 848,422,669 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

- (4) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、1 株のみご保有の株主様は、株主たる地位を失うこととなります。（平成 26 年 3 月 31 日現在 258 名（総株主数の 0.4%）その保有される株式数 258 株（発行済株式総数の 0.0%）これらの株主様の株式は、株式併合後 1 株に満たない端数となりますことから、下記 (5) に記載の通り一括処分の上処分代金を分配いたします。また、本株式併合の効力発生日までに、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買取を当社に請求することもできます。

- (5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 併合の条件

平成 26 年 6 月 27 日に開催予定の当社第 112 回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更について

(1) 変更の内容

平成 26 年 10 月 1 日（水）をもちまして、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の条件

平成 26 年 6 月 27 日に開催予定の当社第 112 回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更について

(1) 変更の内容

前述の「1. 株式の併合」にてご説明しましたとおり、当社の発行済株式総数が半減するところから、これにあわせ現状の発行可能株式総数も半減させることといたします。具体的には、平成 26 年 10 月 1 日（水）をもちまして、発行可能株式総数を 33 億 6,900 万株から 17 億株に変更いたします。

(2) 変更の条件

平成 26 年 6 月 27 日に開催予定の当社第 112 回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 今後の日程

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会開催日 | 平成 26 年 5 月 12 日（本日） |
| (2) 取締役会開催日（株主総会の招集の決議） | 平成 26 年 5 月下旬（予定） |
| (3) 定時株主総会開催日 | 平成 26 年 6 月 27 日（予定） |
| (4) 株式併合の効力発生日 | 平成 26 年 10 月 1 日（予定）※ |
| (5) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 26 年 10 月 1 日（予定）※ |
| (6) 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 26 年 10 月 1 日（予定） |
| (7) 株主様宛株式併合割当通知の発送 | 平成 26 年 11 月上旬（予定） |
| (8) 端数株式の処分代金の支払い開始 | 平成 26 年 12 月上旬（予定） |

※ 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 26 年 10 月 1 日ですが、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 26 年 9 月 26 日です。また、証券保管振替機構（ほふり）ではこの日から効力発生日まで、各口座機関によってはこの日以前から、単元未満株式の買取請求の受付を一時的に停止いたします。

以 上

添付資料：（ご参考）株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

平成 26 年 6 月 27 日開催の当社定時株主総会におきまして議案として上程される予定の「株式併合の件」及び「定款一部変更の件（単元株式数の変更）」につきまして、株主の皆様によりご理解をいただくため、「株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A」をご用意いたしましたので、ご一読のほどお願い申し上げます。

Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。当社では、10月1日をもって2株を1株とする株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。株主の立場から見るとどのようなメリットが期待できるのですか。

A. 目的は、当社株式の売買の利便性を改善させ、それによる流動性の向上を図ることにあります。具体的には、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、2株を1株の割合で併合することで、理論上は10月以降はそれまでの5分の1の投資単位で取引ができると考えられます。またそれにより市場での流動性が向上することから、投資対象としての魅力が高まると期待しております。

Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 26 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数(1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前(平成 26.9.30.まで) | | 効力発生後(平成 26.10.1 から) | | |
|-----|----------------------|------|----------------------|------|---------|
| | ご所有株式数 | 議決権数 | ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式相当分 |
| 例 ① | 2,000 株 | 2 個 | 1,000 株 | 10 個 | なし |
| 例 ② | 1,100 株 | 1 個 | 550 株 | 5 個 | なし |
| 例 ③ | 999 株 | 0 個 | 499 株 | 4 個 | 0.5 株 |
| 例 ④ | 200 株 | 0 個 | 100 株 | 1 個 | なし |
| 例 ⑤ | 199 株 | 0 個 | 99 株 | 0 個 | 0.5 株 |
| 例 ⑥ | 1 株 | 0 個 | 0 株 | 0 個 | 0.5 株 |

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額(端数株式相当分の処分代金)は、平成 26 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。従いまして、効力発生前のご所有株式数が 1 株だけの場合(上記の例⑥の場合)は、この 1 株については端数株式として処分され、株式併合後に保有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4 株式併合によって所有株数が減少しますが、資産価値への影響はないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の2分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は2倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の2倍となります。

Q 5 配当がこれまでの半分しかもらえなくなるのですか。

A. ご所有株式数は半分になりますが、1株当たりの配当金は2倍となりますので、今後の業績や経営環境の変動などほかの要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変わるということはありません。平成27年6月末頃にお支払いする予定の平成27年3月期の期末配当金から、併合後の減少した株数当たりのお支払いとなります。当社では14円を予定しておりますが、これは平成26年3月期の期末配当予定の金額6円のおよそ2.3倍となります。

Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はありません。

ご保有の株数が奇数の場合、株式併合により端数株式が生じます。この端数部分は、当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が1株の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場で処分できない単元未満株式をご所有する株主様（100株未満の株式をご保有の株主様）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。買増し制度は当社にはございません。

単元未満株式買取りにかかる具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の特別口座の口座管理機関にお問い合わせ下さい。

Q 8 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

| | |
|------------------|--------------------------------|
| 平成 26 年 5 月下旬 | 取締役会開催日（株主総会の招集の決議） |
| 平成 26 年 6 月 27 日 | 定時株主総会開催日 |
| 平成 26 年 9 月 | 株式併合公告 |
| 平成 26 年 9 月 25 日 | 現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日 |
| 平成 26 年 9 月 26 日 | 当社株式の売買単位が 100 株に変更 |
| 平成 26 年 10 月 1 日 | 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日 |
| 平成 26 年 11 月上旬 | 株主の皆様へ株式併合割当通知の発送 |
| 平成 26 年 12 月上旬 | 端数株式相当分の処分代金のお支払い開始 |

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせ下さい。

〒 137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

電話： 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9:00～ 17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上